



鳥海山と奈曾渓谷

日本百名山・日本百景に数えられ、映画「おぐりびと」でもその秀麗な姿が何度も登場するコニーデ型火山「鳥海山」は、山形県と秋田県の日本海に面した県境にある、標高2,236mの東北第2の高峰。

出羽富士とも呼ばれ、山麓周辺の人々の守り神として古くから崇められてきた。

鳥海山五合目「鉢立」からの山頂の眺望は、深さ337m高さ1,137mの「奈尊渓谷」の豊かな景色と相まってまさに圧巻の一言である。

目

次

新年のご挨拶	2	税理士法改正	6
新年のごあいさつ	3	淡路島旅行記	7
回顧	4	支部行事風景	7
暦について	4	年男・年女	8
確申期における e-Tax について	5	新入会員等紹介	8

新年のご挨拶

和歌山支部長

内 原 健



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、ご健勝にて平成23年の輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は、支部会務の運営につきまして種々ご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

昨年の危機管理模擬訓練（防災の日9月1日）に際しましては、会員先生方のご協力により緊急通報票提出は近税会3支部の中でもずば抜けており、通報率は70.63%でした。危機管理に対しましては各班長を始め会員先生方のご協力により成功裏に終わることができました。今後とも宜しくお願ひいたします。

さて、景気は昨年来のギリシャ危機、メキシコ湾原油流出、干ばつによる穀物価格の暴騰などにより依然として悪いニュースばかりが続いており、景気回復の兆しが見えてまいりませんでした。今年こそは政府の経済政策での「税」を抜きに考えられない時代となりました。法人税の実効税率の引き下げによる法人税の全般の見直し等により景気刺激に懸命です。おおいに期待の持てる年になりますように、お祈りした

いと思います。

私達執行部の任期も残すところ僅かとなりましたが、年頭に当たりこれまでの反省をも込みて、今後の会務について二点ばかり考えてみたいと思います。

第一に我々の研修の問題ですが、昨年度の36時間研修の達成した人は51名でした。今年度は皆様方の受講時間はいかがなものですか？残り少ない日数ですが、36時間を取得出来る様に努力していただきたいと思います。

第二に国税電子申告・納税システム（e-Tax）についてです。和歌山支部の先生方には日本税理士会連合会（日税連）の電子証明書をまだ取得していない先生が229名中55名です。私は、全員が取得し自らの申告をしていただきたいと思っております。また、書面添付制度につきましては税務署と合同書面添付推進協議会を立ち上げました。今後会員先生方のご協力によりこの協議会が成功裏に進むことを希望します。

最後になりましたが、間もなく税理士事務所にとっては、超繁忙期を迎えます。本年も例年どおり地区納税相談を実施いたします。会員先生方には税務援助の主旨をよく理解のうえご協力の程よろしくお願ひいたします。

この新しい年が会員先生方にとりまして、益々のご健勝とご事業の発展の年でありますと共に飛躍の年でもありますよう心からお祈り申し上げます。

2011

新年のごあいさつ

和歌山税務署長
川 上 憲 二



新年明けましておめでとうございます。

平成 23 年の年頭に当たり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、内原支部長をはじめ、近畿税理士会和歌山支部の先生方には、税務行政の円滑な執行に対しまして、格別のご理解と多大なるご協力を賜り誠にありがとうございます。

紙面をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化、IT 化に伴い、複雑かつ困難なものとなってきております。

このような状況のなかで、私どもの任務である「適正・公平な課税と徴収の実現」や「納税者利便の向上」を図るため、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及拡大やホームページを活用した税情報の提供、書面添付制度の普及・定着をはじめ様々な施策に取り組んでいるところであります。

特に、e-Tax の普及拡大につきましては、お陰をもちまして利用件数は着実に増加しておりますが、平成 25 年度の最終目標値（利用率 65%）を達成するためには、先生方の更なるご協力が必要不可欠でございます。

1 月末提出期限の法定調書の e-Tax につきましては、添付書類が不要で比較的容易に利用できる手続きとなっておりますので、e-Tax の継続的な利用に向けての第一歩として、是非、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

どうか、e-Tax の普及拡大につきましては、引き続きのお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、間もなくしますと、いよいよ平成 22 年分の確定申告期を迎えることになります。本年も昨年に引き続き、e-Tax の普及拡大を踏まえた申告相談体制により、従来以上にパソコンの習熟度に応じた自書申告の推進を図り、全職員が一丸となって確定申告期を円滑に乗り切ってまいりたいと考えております。

確定申告期間中、先生方には、申告指導などにご支援いただくこととなっておりますが、本年は、全会場でパソコンを主体とした申告指導体制とし、河西コミュニティセンター、河北コミュニティセンター及び和歌山ビッグ愛の 3 会場に絞り込んで開催することとしておりますのでご協力方よろしくお願ひいたします。

また、書面添付制度の普及・定着に向けて、昨年 6 月に「書面添付推進協議会」を立ち上げました。

昨年は 6 月と 9 月に協議会を開催し、積極的な意見交換を行うことができました。

今後も、税理士会支部と署との相互間で、書面添付制度の普及・定着に向けて、連携・協調し取り組んで行きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

お願いばかりとなりましたが、和歌山支部の先生方におかれましては、税の専門家として、また税務行政の良き理解者として、引き続き一層のご理解とご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、新しい年が近畿税理士会和歌山支部のますますのご発展と、会員の先生方はもとよりご家族皆々様のご健勝、ご多幸を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

回顧

中山 静

昨平成22年10月江川義隆先生が逝去されました。謹んで、哀悼の誠を捧げます。末尾に掲載の和歌山税理士協議会会員の写真には20名の諸先生が写っています。私は最年少でした。残りは私一人です。この協議会は当時近畿地方に税理士会が5会あり、和歌山の諸先生は、近畿、関西、大阪の税理士会に入って居り、和歌山だけの集まりを持とうと協議会を作り、5会が合同して、近畿合同税理士会が出来るまで活動し互いの親交を深めました。この諸先生の二世、三世方は沢山開業して居り、又これらの諸先生の元から独立開業された諸先生も多い事は、ご承知の通りです。

現在和歌山支部は約230名であり、当時の11倍を超えた会と成っており、社会に貢献している事は喜ばしい限りです。私も来年は米寿を迎えますが、

19名の故人に負けないよう、健康に留意して、業務を続けたいと思っています。



暦について

斎藤 恒明

現在の暦の原型は、ジュリアス・シーザー（ユリウス・カエサル）が制定したもので、ユリウス暦と呼ばれるものである。ただし、シーザーが制定した暦は、春分の日がある現在の3月を年の初めとした。そして、1年を365日とし、自分の生まれ月である現在の7月を自らの名前にちなんでジュライとするとともに、誕生月の奇数月を大の月として31日に、偶数月を小の月として30日とし、最後の月である現在の2月を残りの29日とした。その後ローマ皇帝となったアウグスツスは、自分の生まれ月である現在の8月を自らの名前にちなんでオーガストにするとともに、シーザーとは一転して、8月以降は自分の誕生月である偶数月を大の月に、奇数月を小の月にした（1月は31日のまま）ことから、2月は1日少なくなり28日になってしまったのである。16世紀に入ってローマ教皇のグレゴリオが、1月を年の初めとする現在の暦を完成させた。なお、これら

の暦はいずれも太陽の運行を基準にした太陽暦といわれるものであるが、古来我が国では月の運行（月の満ち欠け）を基準にした、太陰暦が使用されていた。ところが、月の満ち欠けはおよそ29.5日周期であるため1年は354日となり、太陽の運行とは1年に11日、3年では約1ヶ月の誤差が生じて太陽の循環周期に合わなくなってしまうのである。本来、暦は季節の変化を予測したり、様々な行事をいつ行うかなどを知るための役割があり、特に我が国のような農耕民族は、種蒔、台風の襲来あるいは降雪の時期を予め暦で予測するなど、農事にとって大変重要な役割を持っている。しかしながら、太陰暦ではこのように季節と大きくズレが生じてしまうため、わが国では明治初期まで太陰暦と太陽暦を折衷した太陰太陽暦を使用し、19年に7度、1年を13ヶ月としてその誤差を修正していた。古文書などで、閏3月とか閏5月とかの表現があるが、閏月とは、例えば本来の3月の後に更に3月を置き後の3月を閏3月とし、5月の後の5月を閏5月とすることによって1年を13ヶ月としたわけである。ところが明治維新後、鎖国政策から開国へと大きく舵を切っ

た我が国は、太陽暦を使用している西洋諸国と暦が異なっては様々な不都合が生じてしまうため、明治5年12月3日が太陽暦の1月1日に当たるところからその日を明治6年1月1日とし、以降は太陽暦を採用している。このため、新暦と旧暦では約1ヶ月の誤差が生じることになったのであるが、閏月な

どの関係からその誤差は1ヶ月を大きく超える場合もある。ちなみに、赤穂義士が吉良邸に討ち入った元禄15年12月14日は、西暦1703年1月30日に当たり、当日江戸の地で積雪があったこともうなづけるのである。



確申期におけるe-Taxについて 額田 幸至

税務支援対策委員会担当副支部長の額田幸至です。

平素は税務支援対策委員会（以下「税対委員会」といいます。）にご指導、ご協力いただき本当にありがとうございます。現在の税対委員会の活動は以下の通りです。

1. 税務相談 月3回
2. 記帳指導
3. 市役所の納税相談 月1回
4. 税理士記念日（2月23日）相談 年1回
5. 確申期の相談会場での運営・担当役割
6. その他税務相談等の依頼

会員先生方のご意見・ご要望をお待ちしておりますので、何なりとお申し付けください。

今回は、確定申告の時期が近づいてきましたので確申期におけるe-Taxについて触れてみたいと思います。

今私は、近畿税理士会の税対委員会の部員もさせていただいております関係上、昨年の確申期には他支部（大阪方面）の相談会場を視察しました。

会場では、やはり、e-Taxを使って申告していました。

その時にいろいろな話を聞いていても、e-Taxで申告をしているところが多くなっている様です。

e-Taxは現在の申告の仕方の主流になってきている事を強く感じました。

もちろん、会員先生方の事務所においては、すでに利用されている事と思いますが、確申期の相談会

場においても、積極的に取り組む必要があると思いました。

和歌山支部も昨年は3会場でe-Taxを利用した申告を行いました。今年はさらに取り組む必要があると思い、会員先生方のご協力をお願いしたくて、昨年10月にe-Taxのアンケートを取らせていただきました。

その結果、ご協力いただけた多数の回答を頂きましたので和歌山商工会議所で11月8日～10日の3日間e-Taxの研修を和歌山税務署の出原担当官に講師をお願いして、行いました。

多くの先生方にご参加いただきありがとうございました。また、感想文を出していただき確申期においてはe-Taxの担当を積極的に協力してくれる回答をいただけたので、今年は昨年より多くの方にe-Taxを利用していただけるものと思います。

昨年の相談会場において、e-Taxを利用したところは申告の流れが非常にスムーズでした。その為、少し時間に余裕ができていました。

しかし、e-Taxを利用しないところは今までと同様に、時間いっぱいまでかかっていました。

ただ、現在使っているe-Taxは納税者が自宅でもできるe-Tax（私たちが事務所または納税協会などで利用しているもの）ではなくいわゆる来署型（少し簡略化されたもの）であるため、自宅等ではできません。

本来のe-Taxを相談会場でも将来できるようになればと思いますが、現状では本来のe-Taxは時間がかかりますので、スピードがいる相談会場では難しいと思います。

以前e-Taxを使っていないときは、納税者が自分が自力でできるようにと、確定申告の指導を行ってきました。ようやく大半の方が自力ができるようになって来て、初期の目的が達成してきたところに、

今、e-Tax という新しい波が押し寄せてきています。この波を避けていくのは難しいと思います。逆にこの波に乗っていくしかないのです。

そのためには、今は来署型の e-Tax でも、納税者の方に少しずつ慣れていただければ、ゆくゆくは自力でできる申告と同じように自宅でもできる e-Tax ができるようになってくると思います。

今年の相談会場は今までの 8 会場から 3 会場になります。

税務署は、予算の関係のこともあると思いますが、e-Tax での対応を万全にしようとしていると思います。

今後、相談会場においても、e-Tax が主流になってくると思います。会員先生方には是非 e-Tax の対応をお願いします。

最後になりましたが、忙しい時期が近づいてきました。お身体に十分気をつけていただき、確申期でのご協力をよろしくお願ひいたします。

税理士法改正

鵜島 幸夫

新年明けましておめでとうございます。

昨年の 4 度目の年男も無事? に終わり、ついに 40 代最後の年を迎えました。孔子は 40 にして惑わず、50 にして天命を知ると言いましたが、まだまだ惑ってばかりです。

昨年は初めて近税会の総会に出席しました。当初は第 1 号議案において質問するつもりで前列のマイク付近に座ったにもかかわらず、なかなか当ててもらえませんでした。そこで、休憩時間中に最前列に席を移動し、議長に猛アピールしたおかげで、無事に第 5 号議案において質問することが出来ました。当たられるまではそれほど緊張していなかったのですが、実際に当たられて質問をする時はかなり緊張しました。しかし、良い経験が出来たと思っています。

また昨年は、近税会の理事会も傍聴してきました。審議事項によっては、傍聴者は一旦退席させられたり、理事会がどのような形で行われているのかを知ることが出来、これも良い経験でした。

さて、平成 23 年度は税理士法改正が予定されています。前回の平成 13 年改正では、納税者の利便向上と信頼される税理士制度の確立を目指す方向での改正が行われました。しかし、前回の改正から既に 10 年が経過し、その間に、IT 社会への変革と経済社会の多様化・複雑化及び会計の専門家としての社会的要請の増加等、税理士を取り巻く環境は大きく変化しています。また、司法制度改革や公認会計

士法改正等、他の業務独占資格の改正も大幅に行われました。これらの変化に対応するために、今回の改正に向けて日税連が作成した「税理士法改正に関する意見(案)」では、申告納税制度の更なる発展を期し、税理士制度がより社会から信頼され、社会から必要な制度として更に定着し、また、次の税理士業界を担う若者や社会人を含めた多くの税理士志望者を増加させるような魅力ある税理士制度への改正が提言されています。

ところで、私自身、正直税理士法については、登録時研修以来あまり勉強をしたことありませんでした。しかし、税理士法は税理士ならば当然に知っておくべきことだと思い、昨年 10 月に奈良で行われた近税会の石原健次制度部長の「税理士制度のゆくえ ~現行制度から改正に向けて~」の研修会に出席してきました。石原先生のご講演は大変素晴らしく、台風の中、奈良まで行ったかいがありました。早速、石原先生がお持ちの「実践税理士法」の書籍を購入しようと思ったのですが、既に出版社にも書店にも在庫が無くネットで中古本を購入しました。

今回の税理士法改正は、税理士である私達一人一人にとって非常に重要であると同時に、国民・納税者の社会的要請に応え得ることが出来るか、次の税理士業界を担う若者を確保するための魅力ある税理士制度が構築されているか等、どのような改正が行われるのか大いに注目する必要があります。

最後になりましたが、本年が皆様にとりまして、実り多き 1 年となりますことを心より祈念いたします。



淡路島旅行記

大塚国際美術館見学と料理旅館「うめ丸」で鯛料理を食すたび
小西 里枝

平成 22 年 10 月 5 日(火)

午前 7 時 30 分、支部会員 32 名を乗せて JR 和歌山駅東口を出発した一行は、上記サブタイトルの支部恒例日帰りグルメツアーに出発した。



行楽シーズンということもあって、早朝にもかかわらず、JR 和歌山駅東口はバスを待つ中年でいっぱいだ。(多分、我々もそう思われていると思う。)

阪和道→阪神高速→明石海峡大橋を通って、我々はまず、淡路島の「淡路花さじき」に到着した。豊かな自然、島全体がリゾートアイランド。平日働いている皆様に感謝する。ここは、甲子園球場の 4 倍のお花畠があるということで、例年はコスモスが満開なのだが、今年の猛暑でコスモスはちらほらという感じ。



お花畠を出てしばらく高速を走ると、本日のメインである鯛フルコースの料理旅館「うめ丸」に到着した。まず、活きたままの鯛を豪快な姿造りで、踊り跳ねる活造りの醍醐味を実感した。さらに、まことに盛りで、頂いた鯛の片身は、すばやくさばかれもう一度現れ、そして最後は、頭やアラの絶品のア

ラ煮、お吸い物に。鯛の旨さを味わい尽くした。こうして旅行記を記しているだけでもおなかがへってきそう。大鳴門橋を一望できる高台で、事務所に何件電話や FAX が入っているだろうかと心配しながら、心地よい旅を満喫することができた。

大鳴門橋をわたり、IC を降りると約 3 分くらいで、「大塚国際美術館」に到着した。

「大塚国際美術館」は大塚製薬グループが、創立 75 周年記念事業として徳島県鳴門市に設立した日本最大の常設展示スペースを有する美術館である。館内は、地下 3 階から地上 2 階、世界 25カ国、至宝の西洋名画 1,000 余点を再現しており、到底全て観ることはできなかった。



モネの大睡蓮



システィーナ礼拝堂壁画

陽はだんだんと落ちてきて、とうとう帰路へ。明石海峡大橋を通って阪神高速。支部旅行はまだ終わっていません。岸和田サービスエリアで夕食。予約なしに 32 名が入れるのは、平日ならでは。バスに乗ると景色はだんだん見慣れた風景になってきた。恐る恐るバッグの中の携帯電話を見ると、バッテリーがなくなり完全に音信不通に。よかった。

今回、旅行に参加された先生方、お世話してくださった旅行関係者の皆様、本当に有難うございました。

支部行事風景



平成22年10月15日／実務研修会



平成22年9月9日／マーケティング研修会



平成22年10月5日／支部旅行

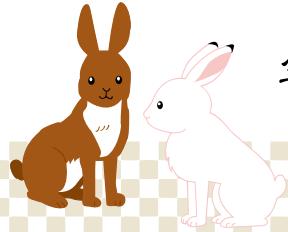


平成22年12月10日／税務研究会



平成22年12月10日／意見交換会

年男・年女



卯年
生まれの方は
10名です。

	男性	女性	計
昭和2年生	4名	—	4名
昭和14年生	1名	—	1名
昭和26年生	2名	—	2名
昭和38年生	1名	—	1名
昭和50年生	1名	1名	2名
計	9名	1名	10名



新入会員等紹介（敬称略）

入会



ニシモト タカフミ
西本 隆文

平成22年9月27日
和歌山市有田屋町南ノ丁28
西本ビル2F
西本和生税理士事務所



シマ 島 ノリオ
島 紀郎

平成22年11月17日
和歌山市黒田87番地の7
風神正典税理士事務所

退会

浅見 實（死亡）
平成22年9月12日

森川 静雄（業務廃止）
平成22年9月30日

栗原 和美（業務廃止）
平成22年10月29日

楠見 恭平（死亡）
平成22年10月30日

転出

西田 和生（海南支部へ）
平成22年10月19日



会員数

平成22年12月20日現在 232名（社）

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

今回も多くの方々にご協力いただき、五十五万石第31号を無事に発行することができました。心より感謝申し上げます。

さて尖閣問題や北方領土、北朝鮮の砲撃など益々緊張の度合いを高めてゆく極東地域。

そんな中、政権与党は相も変わらず「ヤトーガー、ジミニモー、カンリヨーガー」と自らの責任回避ばかり。そして更なる政治混乱の予感…

景気も依然足踏み状態にあり、海外経済の改善や各種の政策効果による持ち直しに期待されてはいるものの、更なるデフレ・雇用情勢の悪化懸念が残っています。

しかし相場の世界では「丑つまづき、寅千里を走り、卯は跳ねる」という言葉があるそうです。期待どおりにぴょんぴょんと一気に跳ねてもらいたいものです。

5月にはこの和歌山県で第62回全国植樹祭が開催されます。潜在成長率が47都道府県の中で唯一マイナスである我が県ではありますが、紀州のウサギはより高く跳ねるよう、皆の力を合わせて頑張っていきたいものです。

本年が皆様方にとって良い年でありますよう心からお祈り申し上げます。



広報委員会 木村、岡野、中北